

民 生 病 院 常 任 委 員 会

日 時 令和 8 年 9 月 1 0 日（木）午前 1 0 時から

場 所 全員協議会室

議 題

1 付託案件（6 件）

- (1) 議案第 4 2 号 令和 8 年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- (2) 議案第 4 3 号 令和 8 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- (3) 議案第 4 4 号 令和 8 年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- (4) 議案第 4 6 号 令和 8 年度射水市病院事業会計補正予算（第 2 号）
- (5) 議案第 4 8 号 射水市民病院使用料及び手数料条例の一部改正について
- (6) 議案第 5 1 号 野手埋立処分所浸出水処理施設改修工事請負契約について

2 報告事項（7 件）

- (1) 第 3 次射水市男女共同参画基本計画骨子(案)について
(市民生活部 市民活躍・文化課 資料 1)
- (2) ムズムズポイント事業（協働部門）の試行実施について
(福祉保健部 市民活躍・文化課 資料 2)
- (3) 第 3 次射水市一般廃棄物処理基本計画骨子(案)について
(市民生活部 環境課 資料 1)
- (4) 射水市公衆浴場燃料価格高騰対策補助金（案）について
(市民生活部 環境課 資料 2)
- (5) 射水市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画骨子(案) について
(福祉保健部 地域福祉課、介護保険課 資料 1)
- (6) 第 8 期射水市障がい福祉計画・第 4 期射水市障がい児福祉計画骨子(案)について
(福祉保健部 社会福祉課 資料 1)
- (7) 令和 7 年度射水市病院事業会計の決算見込みについて
(射水市民病院 経営管理課 資料 1)

3 その他

第 3 次射水市男女共同参画基本計画骨子（案）について

1 計画策定の趣旨

現行計画である「第 2 次射水市男女共同参画基本計画」が令和 8 年度をもって終了することから、今後 10 年間の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、次期計画を策定するもの。

2 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項及び射水市男女共同参画推進条例第 9 条に基づく基本計画である。

併せて、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 6 条第 2 項に基づく推進計画、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 2 条の 3 第 3 項に基づく基本計画及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第 8 条第 3 項に基づく基本計画として位置付ける。

3 計画の期間

令和 9 年度から令和 18 年度までの 10 年間

4 計画の視点

本計画は、人口減少や少子高齢化の進行に加え、新型コロナウイルス感染症の流行を契機とした働き方や暮らし方等に対する価値観の多様化の進展など、社会情勢の現状を踏まえ、国・県の動向や市民意識調査の結果等も参考に、次の 3 つの視点を持って検討を行う。

視 点①：SDGs（持続可能な開発目標）に掲げられたジェンダー平等の実現

視 点②：DEI（多様性、公平性、包摂性）の推進

視 点③：社会的ウェルビーイングの向上

5 計画の目標

性別や外見などによる無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）をほどこき、誰もが職場や地域で活躍するとともに、自分らしく安心して暮らすことのできる社会を目指す。

基本目標Ⅰ

思い込みに気づき、
互いの個性を認め合う意識づくり

基本目標Ⅱ

誰もが活躍できる
環境づくり

基本目標Ⅲ

健やかで安心な暮らしの
基盤づくり

6 これまでの経過と今後の予定

年 月	内 容
令和 7 年 8 月	第 1 回射水市男女共同参画審議会（市民意識調査の検討）
9 月	市民意識調査の実施（18 歳以上の市民 1,000 人（無作為抽出）を対象）
令和 8 年 2 月	第 2 回射水市男女共同参画審議会（諮問、次期計画策定に向けた課題の検討）
7 月	第 3 回射水市男女共同参画審議会（骨子案の検討）
9 月	市議会定例会に骨子案を報告
10 月	第 4 回射水市男女共同参画審議会（素案の検討）
12 月	市議会定例会に素案を報告、パブリックコメントの実施（12 月～翌 1 月）
令和 9 年 2 月	第 5 回射水市男女共同参画審議会（計画案の検討、答申）
3 月	市議会定例会に計画案を報告、計画策定及び公表

第3次射水市男女共同参画基本計画骨子（案）

【基本目標Ⅰ】思い込みに気づき、互いの個性を認め合う意識づくり	
重点課題1 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消	
	施策の方向 (1) 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消に向けた意識啓発
	施策の方向 (2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進
重点課題2 人権と多様性を尊重する社会の推進	
	施策の方向 (1) 女性の人権を尊重し、多様性に配慮した表現の推進
	施策の方向 (2) 性の多様性の尊重
【基本目標Ⅱ】誰もが活躍できる環境づくり	
重点課題3 職場における女性活躍の推進	
	施策の方向 (1) 雇用や就業環境における男女格差（ジェンダー・ギャップ）の解消
	施策の方向 (2) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	施策の方向 (3) 女性リーダーの育成とキャリアアップ支援
	施策の方向 (4) 農林水産業・商工自営業等における女性の参画促進
重点課題4 共働き・共育てを支える柔軟な働き方の推進	
	施策の方向 (1) 子育て支援体制の充実
	施策の方向 (2) 介護支援体制の充実
	施策の方向 (3) ひとり親家庭の自立支援
	施策の方向 (4) ワーク・ライフ・バランスの推進
重点課題5 地域社会における男女共同参画の推進	
	施策の方向 (1) 男女が共に参画する地域活動の推進
	施策の方向 (2) 国際理解・地域における多文化共生の推進
【基本目標Ⅲ】健やかで安心な暮らしの基盤づくり	
重点課題6 生涯を通じた心身の健康支援の充実	
	施策の方向 (1) 生涯を通じた心身の健康支援
	施策の方向 (2) 女性のライフサイクルに応じた健康支援
	施策の方向 (3) 高齢者や障がいのある人等の社会参画に対する支援
重点課題7 あらゆる暴力・ハラスメントの根絶	
	施策の方向 (1) 暴力・ハラスメントの防止
	施策の方向 (2) 相談・支援体制の充実
重点課題8 困難な問題を抱える女性への包括的支援の推進	
	施策の方向 (1) 女性の意思に寄り添った早期からの切れ目ない包括的な支援の提供
	施策の方向 (2) 関係機関や民間団体等の連携・協働による支援体制の構築
重点課題9 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	
	施策の方向 (1) 男女共同参画の視点に立った防災体制の推進
	施策の方向 (2) 災害時要配慮者支援の推進

青字は内容の変更、赤字は新規の課題

※重点課題3：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく推進計画

※重点課題7：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく基本計画

※重点課題8：困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく基本計画

ムズムズポイント事業（協働部門）の試行実施について

1 事業趣旨

協働によるまちづくりを推進するため、地域活動やまちづくり活動に参加した市民等に抽選への応募に使用できる「ムズムズポイント」を付与し、地域活動等への参加の動機付けや継続的な関わりを奨励するもの。

2 実施期間

- (1) ポイント付与期間：令和 8 年 10 月 1 日（木）から令和 9 年 2 月 7 日（日）まで
- (2) 抽 選 応 募 期 間：令和 9 年 2 月 1 日（月）から令和 9 年 2 月 14 日（日）まで

3 参加対象者

市公式LINEを友だち登録している方（住所地や年齢要件なし）

4 対象とする活動

下表に掲げる市又は地域振興会が主催・共催し、地域住民の交流促進及び地域活動の継承に資する活動を対象とする。

区 分	対 象 活 動	ポイント
地域活動を学ぶ	・市が実施（委託事業を含む）するまちづくり関連事業への参加 （例）射水まちづくりセミナー、女性活躍推進セミナー など	10 ポイント
地域活動に参加する	・地域の行事やイベントの運営又は一般参加 （例）文化祭、生涯学習活動（市教委からの委託事業）、自主防災訓練 など ・その他の地域活動への従事 （例）公園等の清掃・草刈り・剪定 など	10 ポイント （1日1回まで）
地域活動を企画する	・地域振興会の運営への参画 （例）総会、役員会、専門部会、委員会 など ・地域の行事やイベントその他の地域活動への従事 （例）企画会議、打ち合わせ、前日の会場準備、翌日の撤収 など	3 ポイント （1日1回まで）

※上記のほか参加者アンケートへの回答でポイントを付与

5 ポイントの貯め方

活動参加時に、参加者がスマートフォン等でQRコードを読み取ることで、ポイントが貯まり、10～20 ポイントを1口とした賞品の抽選に応募できる。

6 その他

事業終了後、参加者や地域振興会へのアンケートにより、事業に対する満足度や運用上の課題を把握し、改善に向け検討していく。

第3次射水市一般廃棄物処理基本計画骨子（案）について

1 第3次計画策定の趣旨

平成29年3月に策定し、令和4年3月に改訂した「第2次射水市一般廃棄物処理基本計画」について、今年度で計画期間が満了することから、廃棄物を取り巻く状況の変化や一般廃棄物の発生見込み等を踏まえ、今後、更なるごみ排出量の削減と資源循環型社会の推進を実現するため、「第3次射水市一般廃棄物処理基本計画」を策定するもの。

2 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき策定するもので、第3次射水市総合計画や第2次射水市環境基本計画、富山県廃棄物処理計画などを上位計画とし、本市廃棄物行政の総合的な指針となるもの。

3 計画期間

令和9年度から令和18年度の10年間

4 計画の視点

本計画は第2次計画を継承するとともに、次の視点を取り入れて計画を策定する。

- (1) サーキュラーエコノミー（循環型経済）の推進
- (2) 食品ロス削減の推進
- (3) 高齢化社会に対応した廃棄物処理体制の構築

5 計画の目標

(1) ごみ処理基本計画

- ア 減量化目標（一般廃棄物の年間排出量）
- イ 資源化目標（再生利用率）
- ウ 埋立量の削減目標（年間最終処分量）

(2) 生活排水処理基本計画

- ア 施設整備率（污水处理人口普及率）
- イ 水洗化・生活雑排水処理率

6 これまでの経過及び今後のスケジュール

令和8年	5月～	一般廃棄物処理状況の調査分析、課題の把握
	9月議会	第3次射水市一般廃棄物処理基本計画骨子（案）報告
	11月	市廃棄物減量等推進審議会（素案の審議）
	12月議会	第3次射水市一般廃棄物処理基本計画（素案）報告
令和9年	1月～2月	パブリックコメントの実施、集約
	2月	市廃棄物減量等推進審議会（計画案の審議）
	3月議会	第3次射水市一般廃棄物処理基本計画（案）報告
	4月	市ホームページで公表、周知

7 第3次計画骨子（案）

【構成】

第1章 総論

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 対象地域
- 4 対象廃棄物
- 5 計画期間

第2章 地域概況

- 1 自然的概況
- 2 気候
- 3 人口
- 4 将来計画

第3章 ごみ処理基本計画

- 1 ごみ処理の現状と課題
- 2 ごみ発生量の予測
- 3 ごみ処理基本計画
 - (1) 基本理念 循環型社会に向けた取り組みを市民・事業者・市が協働して推進する。
 - (2) 基本方針
 - ア ごみ減量の推進（発生抑制・再使用）
 - イ リサイクルの推進（分別・再生利用）
 - ウ 適正処分の推進（適正処理・処分）
 - (3) 計画目標の設定

第4章 生活排水処理基本計画

- 1 生活排水処理の現状と課題
- 2 生活排水処理基本計画
 - (1) 基本理念 良好な水環境を守り、快適に暮らせるまちを目指す。
 - (2) 基本方針
 - ア 生活排水処理施設への接続促進
 - イ 合併処理浄化槽の普及促進
 - ウ し尿・浄化槽汚泥の適正な収集・運搬体制の整備
 - エ し尿処理施設の適正な運転管理
 - (3) し尿・汚泥の処理計画

射水市公衆浴場燃料価格高騰対策補助金（案）について

1 趣旨

燃料価格高騰の影響を受ける公衆浴場を支援することで、市民の公衆衛生環境の維持を図ることを目的とする。

2 補助対象者

市内において、公衆浴場法第 2 条の規定により、富山県知事の許可を受けた施設であって、物価統制令第 4 条の規定により、入浴料金の価格が統制されている施設を営営する市内 3 事業者（かなさき湯、越の湯、ひかりランド大門）

3 補助対象経費

令和 8 年 3 月の重油価格※1 と、令和 7 年 3 月から令和 8 年 2 月の重油平均価格の差額（31 円※2）に、補助対象者が令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までに購入し納入された公衆浴場の維持管理に直接要する重油及び灯油の使用量を乗じた額

※1 資源エネルギー庁石油製品価格調査 A 重油価格推移より

※2 富山県一般公衆浴場燃料価格高騰対策事業費補助金において設定されている単価

4 補助金の額

補助対象経費に 3 分の 1 を乗じて得た額又は 200 千円のいずれか低い額（千円未満切り捨て）

5 予算額

600 千円（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）

6 参考

富山県一般公衆浴場燃料価格高騰対策事業費補助金（市補助金と併用可能）

補助額 燃料使用量（令和 8 年 4 月～9 月分） × 31 円 × 1/3

上限額 170 千円（千円未満切り捨て）

射水市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画骨子（案）について

1 策定の趣旨

本市では、射水市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間）に基づき、高齢者保健福祉の推進と介護保険事業の適正な運営に取り組んできた。

今年度、同計画の期間が満了することから、地域のニーズや介護保険法等に基づく国の施策及び基本指針を踏まえ、「射水市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画」を策定する。

人口減少や少子高齢化が進行する中、令和22年（2040年）頃にかけて85歳以上人口の増加や現役世代の減少が見込まれることに伴い、介護ニーズの増加や介護人材不足の深刻化など、介護保険制度を取り巻く環境の変化が予測される。また、高齢者のみ世帯や単身高齢者、身寄りのない高齢者の増加、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く状況も変化している。

こうした状況を踏まえ、本計画では、地域の実情や課題に応じた、今後3年間における介護サービス基盤の整備をはじめ、高齢者の保健・福祉・介護に関する施策の方向性を定めるとともに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進できるよう、政策目標及びその実現に向けて取り組むべき施策を示す。

2 計画の位置づけ

老人福祉法第20条の8に基づく「高齢者保健福祉計画」と介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するもの

3 計画期間

令和9年度（2027年度）から令和11年度（2029年度）までの3年間とする。

4 これまでの経過

年 月	内 容
令和7年 12月	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施 （市内の65歳以上4,000人を対象）
令和7年 12月 ～令和8年3月	在宅介護実態調査を実施（市内の要介護認定者603人を対象）
令和8年 2月	介護サービス事業者調査を実施（167事業所を対象）
7月	第1回高齢者保健福祉・介護保険事業計画推進委員会を開催 ・第9期計画の進捗状況、アンケート調査結果の説明及び意見交換
8月	第2回高齢者保健福祉・介護保険事業計画推進委員会を開催 ・国の指針案、計画骨子案の説明及び意見交換
9月	市議会定例会に骨子案を報告

5 今後の予定

年 月	内 容
令和8年 11月	第3回高齢者保健福祉・介護保険事業計画推進委員会を開催 ・計画の素案の説明及び意見交換
12月	市議会定例会に計画素案を報告
12月	計画素案のパブリックコメントを実施
令和9年 2月	第4回高齢者保健福祉・介護保険事業計画推進委員会を開催
3月	市議会定例会に計画案を報告
3月	計画策定及び公表

1 基本理念

みんなが輝き つながり支え合うまち 射水

～地域共生社会の実現に向けて～

前計画の基本理念を継承し、引き続き地域で支え合いながら、誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくりを進めていきます。

2 基本目標と施策

【新】新規に実施する施策・取組 【拡】拡充する施策・取組

基本目標1 健康づくりと介護予防の推進

地域住民の健康づくり・介護予防に係る取組を支援するとともに、疾病や認知症、うつ傾向の早期発見・適切な対応により、重症化予防施策を推進します。

また、施策をより効率的・効果的に進めるため健康づくりと介護予防を一体的に行い、市民と行政が力を合わせて健康寿命の延伸に取り組めます。

基本施策	取組
1 生涯を通じた健康づくりの推進	①望ましい生活習慣の確立の推進 ②こころの健康づくりの推進
2 生活習慣病の発症予防と重症化予防	①特定健診、健康診査、がん検診の充実 ②歯・口腔の健康づくりの推進 ③健康相談・健康教室の充実 ④糖尿病対策の充実 ⑤高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業の充実
3 健康づくりを支援する環境づくり	①運動に親しむ環境づくりの推進 ②地域の健康づくり事業の推進 ③ライフステージに応じた食育の推進 ④健康づくりボランティアの養成・育成
4 介護予防の推進【拡】	①介護予防対象者の把握 ②自主的・総合的な介護予防の推進 ③多様な主体の参画も含めた地域ぐるみの介護予防活動の支援【拡】

基本目標2 社会参加の推進と生きがいの創出

意欲ある高齢者が様々なフィールドで自分らしく活躍できるよう、各種団体と交流の場を活性化し、高齢者の社会参加を推進します。

また、高齢になっても役割を持ち、社会に貢献することができるよう、多様で柔軟な就労・社会参加の機会を拡充し、高齢者の生きがいの創出を推進します。

基本施策	取組
1 交流の促進	①高齢者レクリエーション、スポーツの推進 ②世代を超えたふれあいづくり
2 活躍する場の確保	①自主的な社会貢献活動の促進 ②老人クラブ活動への支援 ③シルバー人材センターの運営支援 ④豊かな経験や高い能力を生かす雇用の促進

基本目標3 在宅生活を支援する取組の充実

ボランティアや民間事業者等と連携し、多様な生活支援サービスの効率的かつ効果的な提供に努めます。

併せて、家族の介護負担軽減を図るほか、デジタル技術を活用した情報格差対策、住宅のバリアフリー化への支援、さらには防災体制・感染症対策の充実も含め、高齢者が在宅で安心して暮らすことのできる環境づくりを推進します。

基本施策	取組
1 生活の維持・向上	①在宅生活の支援 ②生活を支援する施設の活用 ③住宅改修指導の推進
2 介護に取り組む家族等への支援の充実【拡】	①精神的・経済的負担の軽減 ②認知症高齢者の家族への支援 ③複雑な課題を抱える家族への支援【拡】
3 安全・安心の推進	①高齢者の見守り活動の推進 ②防犯・交通安全対策の推進 ③防災対策の推進 ④感染症対策の推進

基本目標4 支え合いみんながつながる社会の推進

地域包括支援センターの一層の機能強化を図るとともに、市民一人ひとりが役割を持ち、支え合いながら、高齢者を取り巻く複雑化・複合化した様々な課題を、我が事として捉え、多様な資源を活用して解決していくための重層的な支援体制づくりを推進します。

併せて、医療と介護の連携強化、相談窓口の周知・充実をはじめとする認知症施策の充実に努めます。

基本施策	取組
1 自立支援・重度化防止の推進	①地域ケア会議の充実
2 在宅医療と介護連携の推進	①地域の医療・介護資源の把握 ②課題の抽出と対応策の検討 ③切れ目のないサービス提供体制の構築推進 ④情報の共有支援 ⑤相談支援体制の充実 ⑥研修会の開催 ⑦市民への普及啓発
3 認知症になってからも自分らしく暮らせる環境づくり【拡】	①認知症に関する理解促進・本人発信支援 ②早期発見・早期対応システムの充実 ③認知症の人とその家族の意思を尊重する支援【拡】 ④認知症とともに生きる地域づくりの推進・若年性認知症の人への支援【拡】
4 高齢者の権利擁護の推進【拡】	①高齢者虐待防止対策の推進 ②成年後見制度等の利用促進【拡】 ③頼れる身寄りのない高齢者への支援【新】 ④消費者被害の防止
5 地域共生社会構築の推進	①地域支え合いネットワーク事業の推進 ②地域包括支援センターの業務負担軽減・体制整備 ③重層的支援体制の整備推進

基本目標 5 介護保険制度の持続可能性の確保

介護保険事業の適正運営を通じ、市民からより信頼される保険者を目指すとともに、必要な介護サービスを安心して受けられるようサービス基盤の充実を図ります。

また、介護人材の確保に向けた取組を進めるとともに、事業所が行う人材育成や、ICT活用等による業務負担軽減・生産性向上への支援に努めます。

基本施策	取組
1 介護保険事業のサービス利用量の実績と見込み	①サービスごとの第9期実績及び第10期見込量
2 介護サービスの基盤整備の目標【拡】	①地域密着型サービス ②有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 ③介護予防・生活支援サービスの実施【拡】
3 介護サービス事業所への支援	①事業所運営の効率化、生産性向上支援 ②介護保険制度等に関する情報提供の充実 ③利用者の安全確保・リスクマネジメント推進支援
4 多様な人材の確保及び介護サービスの質の向上【拡】	①人材の発掘・育成・確保への支援【拡】 ②外国人人材確保のための支援 ③環境改善による離職防止・定着促進【拡】 ④富山県事業等との連携 ⑤働き先として選ばれる福祉事業所づくりへの支援 ⑥認知症の人を支える介護関係者の対応力向上支援 ⑦介護サービスの質的向上
5 介護保険制度の適正運営	①円滑な提供体制の整備 ②相談・苦情への対応 ③介護保険指定事業者等への指導・監督 ④公平かつ適正な認定業務の実施 ⑤介護サービス情報公表システムの活用 ⑥介護保険料の収納率の向上対策の推進 ⑦介護給付適正化への取組
6 事業費及び保険料の算定	①事業費及び保険料の適切な算定

第8期射水市障がい福祉計画・第4期射水市障がい児福祉計画骨子(案)について

1 策定の趣旨

本市の障がい福祉サービス等及び障がい児支援の量と提供体制の確保を目的とした「第 7 期障がい福祉計画」及び「第 3 期障がい児福祉計画」については、今年度末をもって期間満了することから、国の基本指針に則した新たな次期計画を策定するもの。なお、両計画の上位計画にあたり一体的に策定している「第 3 次射水市障がい者基本計画」の部分については、法令改正の反映や各種計画との整合を図る。

2 計画の位置づけ

	障がい者基本計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 第 11 条第 3 項 (平成 23 年 8 月 5 日 一部改正)	障害者総合支援法 第 88 条第 1 項 (平成 25 年 4 月 1 日 施行)	児童福祉法 第 33 条の 20 第 1 項 (平成 30 年 4 月 1 日 施行)
内容	障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画	障がい福祉サービス等の量と提供体制を確保するための計画	障がい児支援の量と提供体制を確保するための計画

3 計画期間

年度 計画名	平 成												令 和											
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
障がい者基本計画	第 1 次 (10年間)												第 2 次 (7年間)							第 3 次 (6年間)				
障がい福祉計画 (3年間)	第 1 期			第 2 期			第 3 期			第 4 期			第 5 期			第 6 期		第 7 期			第 8 期			
障がい児福祉計画 (3年間)													第 1 期			第 2 期		第 3 期			第 4 期			

4 これまでの経過及び今後の予定

年 月	内 容
令和 7 年 12 月 ～ 令和 8 年 1 月	障がい福祉に関するアンケート調査を実施 (市内の障がい者手帳所持者 1,000 人を対象)
令和 8 年 3 月	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針 告示
7 月	第 1 回障がい者総合支援協議会を開催 ・第 7 期障がい福祉計画及び第 3 期障がい児福祉計画の進捗報告 ・障がい福祉に関するアンケート調査の結果報告 ・基本指針の説明 ・骨子案の検討
	障がい福祉に関する事業所調査を実施(市内 37 事業所を対象)
9 月	市議会定例会に骨子案を報告
11 月	第 2 回障がい者総合支援協議会において素案の検討
12 月	市議会定例会に素案を報告 パブリックコメントの実施
令和 9 年 2 月	第 3 回障がい者総合支援協議会において計画案の検討
3 月	市議会定例会に計画案を報告 計画策定及び公表

第3次射水市障がい者基本計画 基本理念

一人ひとりが自分らしく輝き、共に生きる思いやりのまち・射水

1 障がい者の現状

障がい種別・等級別人数等の推移(令和3～7年までの数値)を掲載します。

- (1)人口・世帯数・障がい者手帳所持者数
- (2)身体障がい者手帳所持者の状況
- (3)知的障がい者手帳所持者の状況
- (4)精神障がい者手帳所持者の状況
- (5)障がい支援区分認定者の状況

2 障がい者の福祉ニーズの把握

障がい者及び障がい児の状況等を踏まえるため、当事者を対象に実施したアンケート調査等の結果を基に、当該計画における施策の方向性や成果目標を作成します。また、障がい者団体からの要望や障がい福祉サービス事業所等を対象としたアンケート調査の結果を反映させます。

3 福祉サービス等の現況と課題及び目標値(成果目標)の設定

国の基本指針に示されている成果目標に、市独自の成果目標を追加し、それぞれについて令和11年度末までの目標値あるいは取組内容を示します。

国の指針に基づく項目

(1)福祉施設入所者の地域生活への移行

- ①施設入所から地域移行者数
- ②施設入所者数

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ①保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置回数
- ②当事者、家族等の協議の場への参加
- ③長期入院患者の地域への移行

(3)地域生活支援の充実

- ①地域生活支援拠点の設置箇所数及びコーディネーターの配置
- ②協議会・専門部会において運用状況の検証及び評価
- ③強度行動障害のある方の支援ニーズの把握及び支援体制の整備

(4)福祉施設から一般就労への移行等

- ①就労移行支援事業から一般就労への移行
- ②就労継続支援 A 型事業から一般就労への移行
- ③就労継続支援 B 型事業から一般就労への移行
- ④一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業の利用者の割合
- ⑤就労機会の創出に向けた関係機関との連携(農福連携、水福連携、商福連携)
- ⑥就労選択支援事業の提供体制の整備等 **【新規】**

国の指針に基づく項目	(5)障がい児支援の提供体制の整備等 ①重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数 ②重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数 ③医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの養成・配置 ④障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築 ⑤障がい児への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保 【新規】
	(6)相談支援体制の充実・強化等 ①相談支援事業者への指導・助言や人材育成支援、相談機関と連携強化 ②ペアレントトレーニングや保護者同士等の集まる場の受講者数・実施者数 ③基幹相談支援センターによる地域課題の抽出や相談支援事業等の実態把握 【拡充】 ④協議会の実施回数、専門部会(相談支援部会)における個別事例の検討回数 ⑤専門部会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う体制の確保 ⑥のぞまないセルフプランの件数ゼロ 【新規】
	(7)障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上 【新規】 ①射水市福祉人材就労定着緊急支援事業の実施 【新規】
	(8)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 ①障がい福祉サービス等に係る研修への市職員の参加 ②障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果の分析内容を事業所等と共有する体制有無・共有回数 ③ICT技術の活用による業務負担の軽減及び質の向上 【拡充】
市独自の項目	(9)ひきこもり支援の推進 ①相談窓口や支援場所の周知及び支援にかかわる人材の養成 ②支援機関との連携によるネットワークづくり 【拡充】
	(10)差別解消の推進及び障がい者虐待の防止 ①福祉教育の推進、交流・ふれあい活動等を通じた啓発活動の実施 ②障がい特性や合理的配慮についての理解促進等 【拡充】
	(11)災害に備えた対策の充実【新規】 ①避難行動要支援者支援制度の周知、医療的ケア児等の個別避難計画の策定 【新規】 ②地区社協、民生委員、自主防災組織との連携 【新規】
	(12)障がい者総合支援協議会の機能強化 ①協議会及び専門部会の体系の見直し及び連携強化 【拡充】

4 福祉サービス・事業ごとの現況と課題及び今後の見込み(活動指標)の設定

成果目標に対する活動指標として、障がい福祉サービス等の種類ごとに、令和11年度末までの必要なサービスの量の見込み等を設定するとともに、それらの確保に向けた方策を示します。

- (1)障害者総合支援法に基づくサービス
- (2)地域生活支援事業(必須事業)
- (3)地域生活支援事業(任意事業)
- (4)児童福祉法に基づくサービス等

令和 7 年度射水市病院事業会計の決算見込みについて

1 概況

市民病院は、射水市の中核病院として、急性期医療から在宅医療まで、良質で高度な幅広い医療を提供するため、病院運営に努めています。

令和 7 年度は、タスク管理による目標設定や手術件数の増加により入院患者数が増加したほか、外来は患者数が減少したものの、サテライト外来の開設等により患者一人あたりの診療単価が増加したことから、収益が増加しました。

しかし、給与改定による給与費の増加に加え、物価高騰や労務単価の上昇により材料費、経費が増加したことから、収益増を上回る費用増となり、224,843 千円の当年度純損失を計上する見込みです。

2 利用患者数

項 目	令和 7 年度	令和 6 年度	対前年度比較
入院患者数（延人数）	52,751 人	52,174 人	577 人
〃（実人数）	2,095 人	2,091 人	4 人
外来患者数（延人数）	77,504 人	79,103 人	△1,599 人
〃（実人数）	15,607 人	16,071 人	△464 人

3 財務諸表

(1) 損益計算書

（単位：千円）

科 目	令和 7 年度	令和 6 年度	対前年度比較	科 目	令和 7 年度	令和 6 年度	対前年度比較
病院事業収益	4,250,510	3,978,229	272,281	病院事業費用	4,475,353	4,220,984	254,369
医業収益	3,510,285	3,419,142	91,143	医業費用	4,264,236	4,040,683	223,553
医業外収益	740,225	559,087	181,138	医業外費用	211,117	180,301	30,816
特別利益	0	0	0	特別損失	0	0	0

当年度純利益 △224,843 千円

(2) 貸借対照表

（単位：千円）

科 目	令和 7 年度	令和 6 年度	対前年度比較	科 目	令和 7 年度	令和 6 年度	対前年度比較
資 産	5,893,594	5,663,913	229,681	負 債	5,661,232	5,553,920	107,312
固定資産	5,177,532	5,043,371	134,161	固定負債	4,147,871	3,978,906	168,965
流動資産	716,062	620,542	95,520	流動負債	1,144,545	1,186,163	△41,618
				繰延収益	368,816	388,851	△20,035
				資本金	1,396,432	1,049,220	347,212
				剰余金	△1,164,070	△939,227	△224,843
資産合計	5,893,594	5,663,913	229,681	負債・資本計	5,893,594	5,663,913	229,681

(3) 欠損金処理

当年度未処理欠損金 1,164,070 千円は、繰越欠損金として翌年度に繰り越す。

4 資金不足比率

－％